



令和8年度福島県動物愛護週間事業



9月20日から26日は動物愛護週間です。
県では、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を図るための催しを
下記のとおり実施します。

記



日時 令和8年10月4日（日）



場所 福島刑務所（福島市南沢又字上原1）

（福島矯正展のブースの1つとして出展します。）



内容 「譲渡犬猫写真展」
「犬猫の名札作製コーナー」
「マイクロチップ読み取り体験」など



福島県動物愛護センター



福島県動物愛護センターでは、新しい飼い主さんを募集しています。

保護された犬や猫を愛情と責任を持って飼養できる方へ譲渡しています。譲渡を希望される方は、福島県動物愛護センターまでご連絡ください。（電話０２４－９５３－６４００）

飼い主のいない猫（野良猫）との共生について

飼い主のいない猫（野良猫）による地域の生活環境問題を改善し、共生するための方法の一つとして「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を地域の問題として考え、地域住民が主体となって、その地域にいる飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、給餌場所やトイレを適切に管理することで、問題解決に取り組む活動をいいます。

地域猫活動を推進するため、動物愛護センターでは「地域猫活動に関する勉強会への参加」や「地区への活動の周知に必要なチラシの提供」、「不妊去勢手術のために必要な猫捕獲器の貸出し」、「猫の不妊去勢手術及び耳カット」の支援（※）を行っております。地域猫活動へのご相談は動物愛護センターまでお問合せください。

福島県動物愛護センターのホームページに「地域猫活動」のリーフレットが掲載されていますので参考にしてください。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21620a/chiiki-neko.html>